

日本社会福祉士会団体補償制度のQ&A <賠償責任保険>

制度新規加入についてのQ&A

Q.1 社会福祉士として賠償責任保険に加入希望していますが、ひとつのプランへ加入していれば、社会福祉士としての全ての業務について補償されますか？

いいえ。

後見業務は「賠償責任保険Cプラン」、未成年後見業務は「賠償責任保険Eプラン」で補償対象となります。

A.1 後見人業務以外の社会福祉士業務は、「賠償責任保険Aプラン(勤務型)」「Bプラン(独立型)」「Dプラン(フリー型)」でそれぞれ補償となります。会員さまの業務内容によって、「賠償責任保険C+Dプラン」など複数のプランへ加入がないと、全ての業務は補償対象となりませんので、ご注意ください。

なお、「賠償責任保険C・Eプラン」はばあとなあ名簿に登録がある会員の方は、全員必須加入の制度となります。「賠償責任保険A・B・Dプラン」および「傷害・医療・弁護士費用・休業補償」は任意加入の制度となります。

Q.2 福祉事務所に雇用され勤務していますが、「賠償責任保険Aプラン(勤務型)」に加入で社会福祉士としての全ての業務が補償になりますか？

いいえ。

後見業務については、補償対象外です。別途「賠償責任保険Cプラン」の加入が必要です。

A.2 Cプランの加入については、各都道府県社会福祉士会に「ばあとなあ名簿登録」をされた会員が自動的に加入となります。

また、賠償責任保険Aプランには「現金オプション」および「スーパービジョンオプション」はセットして加入をした場合のみ2つのオプション内容が補償されます。(オプション中途不可も可能です)

Q.3 社会福祉協議会等の民間組織に所属をし、社会福祉士としての業務をしている場合で、賠償責任保険に加入する場合は、「賠償責任保険Aプラン(勤務型)」へ加入でよいですか？

業務の内容により、補償対象とならない場合があります。

A.3 施設等に勤務している会員専用の「賠償責任保険Aプラン(勤務型)」では雇用関係のある勤務先業務の限定補償であるため、委託契約等で別の業務が派生した場合は、「賠償責任保険Dプラン(フリー型)」の加入でないと補償されません。

Q.4 市役所へ勤務し、社会福祉士としての業務をしているが、賠償責任保険「Aプラン(勤務型)」加入でよいですか？

業務の内容により、補償対象とならない場合があります。

昨今、業務の内容または雇用形態が様々な公務を行う社会福祉士が増えております。

A.4 そこでポイントとなるのが、業務が公務として認められている業務なのか否かです。

公務員がその業務につき行った行為(公務)に起因して、公務員訴訟を提起された場合は所属の市役所等で用意のある公務員賠償責任保険(共済等)が優先して補償となります。市役所等で公務員賠償責任保険等の用意がない場合または加入要件を満たさず加入不可の場合は、「賠償責任保険Aプラン」または「賠償責任保険Dプラン」に加入で補償対象となります。AプランまたはDプランの選定は、Q.3をご覧ください。

Q.5 掛金の払込方法を教えてください。

登録口座振替をお願いしています。

A.5 当制度は、日本社会福祉士会を契約者とした団体保険となりますので、個別の対応は致しかねます。ご理解下さい。

「賠償責任保険A・B・Dプラン」、「傷害・医療・弁護士費用・休業補償」は加入申し出の際に送付の、「預金口座振替依頼書」に登録希望の金融機関を記入および金融機関届出印の捺印をし、取扱代理店へ郵送をお願いしています。

制度加入中のQ&A

Q.6 ばあとなあ会員で「賠償責任保険Cプラン」に加入中ですが、保険期間の途中で受任している被後見人が亡くなり受任件数が変わりました。どこへ報告すればよいですか？また、受任保険料は返戻されますか？

受任件数の変動は所属の都道府県社会福祉士会へ報告下さい。

なお、受任保険料の返戻はありません。同じように、受任件数が増えた場合も受任保険料の徴収はしません。(確定保険料方式契約)

A.6 「賠償責任保険Cプラン」は、毎年1月末時点での受任件数を都道府県士会より報告いただき、報告いただいた件数を保険料の計算の基礎数字として、毎年6月1日から1年間で契約しています。

毎年1月末時点報告完了から次年1月末までは、変動がある受任件数は取扱代理店への報告は不要です。

取扱代理店へ受任件数の報告をいただいても変更等はできませんのでご注意ください。

Q.7 保険期間の途中でばあとなあ名簿から登録抹消した場合、受任保険料の返戻はありますか？

A6.と同様の理由で返戻はしません。

A.7 保険期間の途中で、ばあとなあ名簿へ登録または抹消になった方は、中途加入または中途脱退となります。この制度は確定保険料方式の契約になるため、中途加入または中途脱退の保険料の徴収・返戻はしません。

Q.8 プランの変更や住所変更、掛金の口座振替の口座を変更したい時はどうすればよいですか？

A.8 日本社会福祉士会ホームページにリンクされている「変更届出書」をFAXまたはメールで取扱代理店へ通知下さい。
<http://www.sonpo.co.jp/u-beru/fukushi.html>

日本社会福祉士会団体補償制度のQ&A <賠償責任保険>

制度加入中のQ&A【つづき】

Q.9 | 日本社会福祉士会を退会しましたが、加入中プランは解約になりますか？

A.9

退会された場合は、会員限定の団体補償制度は継続して加入ができません。取扱代理店へ通知をお願いしています。加入中の方の会員確認は日本社会福祉士会と取扱代理店で共有し、随時更新しておりますが退会后速やかに通知をお願いしています。

また、「賠償責任保険Bプラン」に加入中の会員は、独立型名簿から抹消された時点で補償を継続することはできません。「賠償責任保険A・Dプラン」のいずれかにプラン変更が必要となりますので、取扱代理店へ速やかに通知をお願いします。取扱代理店へ受任件数の報告をいただいても変更等はできませんのでご注意ください。

<退会の場合の通知先>

任意加入制度「賠償責任保険A・B・Dプラン」「傷害・医療・弁護士費用・休業補償」は取扱代理店へ通知下さい。

解約手続きと登録口座の抹消手続きを行います。解約返戻金が発生する場合、取扱代理店から返戻手続きをします。

全員加入制度「賠償責任保険C・Eプラン」は都道府県士会へ通知をお願いします。

解約返戻金はありません(Q6.を参照下さい)

Q.10 | 制度加入中です。年始の確定申告時に経費として計上したいので、掛金領収証の発行はできますか？

A.10

掛金領収証の発行はできません。

この制度は契約者である日本社会福祉士会が取扱代理店へ事務・集金代行業務を委託していることから、契約者は領収証の発行はできません。

また、集金代行業務を行っている取扱代理店は、代行して掛金を収納し、保険会社へ保険料を納めているので、領収証の発行はできません。

保険会社は契約者のみに、加入者全員分の内訳保険料部分の領収証を発行します。

この制度は団体保険であり、加入者約9,000名への個別対応が難しいことを含め、ご理解いただきようお願いしています。

領収証の代わりとして、お手元にある「加入者証兼(掛金のご案内)」と掛金口座振替されている通帳の写しを経費として証明する資料に使用下さい。

「賠償責任保険Cプラン」保険金をお支払いできる場合・できない場合

「賠償責任保険Cプラン」は成年後見業務中(財産管理・身上監護)に起こした事故の結果、法律上の賠償責任を負担する場合に補償されます。一般的に、「法律上の賠償責任はないが、道義的責任がある」という場合や、成年後見以外の業務、日常生活中における事故による賠償責任は、補償の対象となりません。

◆「賠償責任保険Cプラン」実際に損害請求された場合の事例です。

お支払いする主な例

1. 被後見人がNHK受信料免除の施設に入居し、住所変更はしたが、NHKへの申請を怠ったため、受信料が発生した。
後日、免除申請をしたが、その間の支払いした受信料が返金され賠償請求を受けた。
→ ○ 支払い対象 経済損害賠償責任・・・受信料分の支払い
2. 身体障害者療育手帳所有者である被後見人の重度心身障害者医療助成保護申請手続きを失念したため、得られるはずの助成金の賠償請求を受けた。
→ ○ 支払い対象 経済損害賠償責任
3. 被後見人の老人ホームからの退去作業中に施設の壁紙を破ってしまった。
→ ○ 支払い対象 業務遂行責任(対物)
4. 身上監護業務として、被後見人の病院へ付添いをした際、病院通路にて被後見人が転送しケガをしてしまった。
→ ○ 支払い対象 業務遂行責任(対人)
5. 被後見人の情報の記載のある書類が入ったかばんを電車の中へ置き忘れ、第三者へ悪用され賠償請求を受けた。
→ ○ 支払い対象 個人情報漏えい賠償責任
6. 被後見人から公共料金の支払いを依頼され、預かった通帳が何者かに盗まれ、お金を引き出され賠償請求を受けた。
→ ○ 支払い対象 受託物賠償

お支払いできない主な例

1. 身上監護業務として、被後見人の病状を聞くために病院へ行った帰り、自動車事故を起こしてしまい、相手方にケガをさせてしまった。
→ × 自動車保険の対象であるため、この団体補償制度では対象外です。
2. 被後見人がテーマパークへ遊びに行く付添いで行った際、被後見人が施設の財物を損壊し、第三者にケガを負わせた。
→ × 身上監護業務にあたらなため、対象外です。買い物・掃除・洗濯等の家事労働や、外出の付き添い・送迎・荷物の運搬等は、単なる事実行為になりますので、身上監護業務には含まれません。
被後見人のケガや、身上監護業務以外で賠償請求された場合の補償は、被後見人本人が傷害保険+個人賠償責任保険に加入する必要があります。
3. 被後見人が心神喪失し、後見人が暴力を受けて、ケガを負い、入院することとなった。
→ × 入院については「賠償責任保険Cプラン」では対象外。
ただし、ケガをした日から180日以内にケガに起因して後遺障害となった場合は、その程度に応じて後遺障害保険金の対象となる可能性があります。なお、後見人本人のケガについては社会福祉士団体補償制度「傷害補償制度」で補償となりますので、検討ください。